

# 筑波教育学研究

第 11 号

2013年3月

筑波大学教育学会

# 目 次

## 〈筑波大学教育学会第10回大会公開シンポジウム〉

『東日本大震災は学校に何を問いかけたか』

..... 水 本 徳 明 1

## 〈投稿論文〉

円滑な臨検運用のための一考察

—虐待察知の方法としての「危惧感」を使用して—

..... 高 品 孝 之 5

## 〈実践報告〉

養護教諭と共に行う食育実践報告

—生きる基礎をつくる筑駒 LBC の取り組みについて—

..... 加 藤 勇之助 19  
早 貸 千代子

地方の「受験」「部活動」を軸とする「学校文化」に関する考察

—「ナラティブアプローチによる附属学校卒業生の  
学びのヒストリー研究」から—

..... 井 上 正 允 41

## 〈研究ノート〉

学校評価をめぐる政策と研究動向

—第三者評価の機能に着目して—

..... 小 柳 雅 子 55

## 〈研究動向〉

学校経営研究の動向と課題

—自律的学校経営の探究と学校現場との関係性再考—

..... 加 藤 崇 英 73

〈書評〉

嶺井明子、川野辺敏編著

『中央アジアの教育とグローバリズム』

…………… 桐谷正信 93

佐藤博志著

『オーストラリアの教育改革—21世紀型教育立国への挑戦』

…………… 田中統治 99

〈図書紹介〉

阿部生雄著『近代スポーツマンシップの誕生と成長』／

アラン・トムリンソン著、阿部生雄監訳『スポーツの世界地図』

…………… 窪田眞二 105

筑波大学附属小学校著

『筑波大学附属小学校の「独創」の教育

—「自分らしさ」と「その人らしさ」を認め合う授業づくり—』

…………… 蒔苗直道 111

〈学会彙報〉（平成24年1月～12月）…………… 115

〈筑波大学教育学会会則・諸規程〉…………… 118

筑波大学教育学会会則

筑波大学教育学会役員選出規程

筑波大学教育学会研究紀要編集委員会規程

筑波大学教育学会研究奨励賞規程

『筑波教育学研究』投稿規程

〈編集後記〉…………… 125

# 学会彙報（平成24年1月～12月）

平成24年1月から12月までの学会の主な事業・活動は以下の通りである。

## I. 第10回大会

平成24年3月10日（土）に筑波大学附属坂戸高等学校を会場として開催された。以下に紹介するように、午前の自由研究には10件の発表があり、午後からは「東日本大震災は学校に何を問いかけたか」というテーマでシンポジウムが開催された。大会参加者はおよそ60名であった。

なお、大会期間中に理事会と総会が開催された。また、理事会での審議、総会での承認を経て会則が改正された。

### <自由研究発表会>

第1分科会 司会 上田 孝典（筑波大学）

1. 義務教育費国庫負担制度改革における文部科学省の対応とその論理  
—地方分権と教育の機会均等との整合性—  
内山絵美子（筑波大学大学院生）
2. 米国学生支援における学生スタッフの参画の特質  
—1960年代以降の学生担当職の認識と対応—  
橋場 論（立教大学）
3. モンテッソーリ教育における教具の系統性の検討  
—E. M. スタンディングの図を中心に—  
花岡 隆行（筑波大学大学院）
4. 戦後における青（少）年団体の展開に関する一考察  
—主に1960年代までの「官製」的組織・運動に着目して—  
安藤 耕己（山形大学）
5. 教員養成の高度化に関する学校管理職の意識調査に関する研究  
山崎 保寿（静岡大学）

第2分科会 司会 塚田 泰彦（筑波大学）

1. 台湾における『論語』教材の目標と内容に関する考察

—漢字文化圏との比較から—

古 珮玲（筑波大学大学院）

2. 話し合い活動の状況が話し合い活動の展開に与える影響に関する考察

初谷 和行（筑波大学附属坂戸高等学校）

3. 学習者の問いをいかした読みの学習指導に関する考察

—KWL法について—

秋田 哲郎（筑波大学附属中学校）

4. 小倉百人一首かるたを活用した国際交流プログラム

及び日本文化学習教材の開発

奥村 準子（筑波大学附属坂戸高等学校）

5. 養護教諭と共に行う食育実践報告

—生きる基礎をつくる筑駒LBCの取り組みについて—

○加藤勇之助（筑波大学附属駒場中等学校）

早貸千代子（筑波大学附属駒場中等学校）

◇シンポジウム

『東日本大震災は学校に何を問いかけたか』

シンポジスト : 加藤 崇英（茨城大学教育学部）

小林 朋子（静岡大学教育学部）

白岩 等（筑波大学附属小学校）

司会 : 水本 徳明（筑波大学教育学系）

Ⅱ. 機関誌の発行

機関誌『筑波教育学研究（Tsukuba Journal of Education Studies）』第10号を3月10日に発行した。

Ⅲ. 会報の発行

第21号を6月15日に、第22号を12月15日にそれぞれ発行した。

#### IV. ホームページの更新

2月23日, 5月16日, 12月3日にホームページの更新を行った。学会ホームページ URL は下の通りである。

<http://www.human.tsukuba.ac.jp/education/institute/tsukuedu/>

#### V. 理事選挙

筑波大学教育学会役員選出規程に則り, 平成25・26年度理事選挙を実施した。選挙期間は, 10月1日から31日までであった。

#### VI. 12月末現在の会員数: 362名

## 筑波大学教育学会会則

平成14年3月5日制定

平成19年3月17日改正

平成20年3月22日改正

平成24年3月10日改正

第1条（名称） 本学会は、筑波大学教育学会（The Academic Society for Education of the University of Tsukuba）と称する。

第2条（目的） 本学会は、教育学研究の向上をはかり、会員の研究の交流協力につとめつつ、併せて会員相互の親和連絡を深め、教育文化の進展に寄与することを目的とする。

第3条（事業） 本学会は、前条の目的を達成するために次の各号の事業を行う。

- (1) 年次大会の開催
- (2) 研究会の開催
- (3) 研究紀要の発行
- (4) 会報の発行
- (5) 研究奨励賞の選考
- (6) 内外の学会等との交流
- (7) 会員の研究交流
- (8) その他、本学会の目的を達成するのに必要な事業

第4条（会員） 本学会の会員は、次の各号の一に該当する会員で組織する。

- (1) 筑波大学及び筑波大学附属学校教職員（転・退職教員を含む。）
- (2) 筑波大学大学院修士課程及び博士課程の教育関連専攻もしくはコース等の在学者、修了者及び中退者
- (3) その他、本学会の趣旨に賛同して入会を希望する者

第5条（会費） 本学会の会費は年額4,000円とする。但し、学生会員については3,000円とする。

第6条（入会） 本会に入会しようとするものは入会申込書に必要事項を記入し、1年分の会費とともに本会に提出しなければならない。

第7条（退会） 会員が退会しようとする場合には、未納の会費はこれを納入のうえ、退会届を本会に提出しなければならない。

第8条（会員資格の喪失） 会費を4年度以上滞納した会員は、会員の資格を失うものとする。

2 前項によって会員資格を喪失したもので、滞納会費に相当する金額を納めるときは、再び入会を許可することができる。

第9条（会計年度） 本学会の会計年度は、1月1日から12月31日までとする。

第10条（運営） 本学会に、会務の運営のため、次の役員をおく。会長 1名、理事 20名、顧問 若干名、幹事 若干名、監査 2名

2 役員は、第4条第1号及び第2号の会員より選出する。

3 役員の選出規程は、別に定める。

4 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第11条（編集委員会） 本学会に研究紀要編集委員会をおく。編集委員会規程については別に定める。

第12条（研究奨励賞選考委員会） 本学会に研究奨励賞選考委員会をおく。選考委員会規程については別に定める。

第13条（総会） 本学会は、年1回総会を開き、本学会の重要事項を審議決定する。



第14条（事務局） 本学会は、事務局を〒305-8572 茨城県つくば市天王台  
1-1-1, 筑波大学人間系学系棟内（教育学域）におく。

附則 本会則は平成14年3月5日より施行する。但し、第6回総会において可  
決された改正については、平成19年3月17日、第7回総会において可決さ  
れた改正については、平成20年3月22日、第10回総会において可決された  
改正については、平成24年3月10日より施行する。ただし、第8条につい  
ては平成25年4月1日より施行する。

# 筑波大学教育学会役員選出規程

平成14年3月5日制定

平成19年3月17日一部改正

平成24年3月10日一部改正

## 第1款 総則

第1条 筑波大学教育学会会則に定める役員を選出するために、筑波大学教育学会役員選挙規程（以下、規程）を定める。

第2条 理事選挙（会長を除く）は、役員任期の最終年度の9月1日から12月31日までの間に行われる。

第3条 有権者は、当該年度の9月1日までに前年度までの会費を納入している会員とする。

第4条 規程に定めのない事態が生じた場合は、理事会が判断する。

## 第2款 理事、役員を選出

第5条 理事選出の区分は、次の種類と定数による。

(1) 会員による投票により選出された理事 10名

(2) 会長により委嘱された理事 原則として10名

第6条 前条第1号の理事の選出は、全有権者の無記名郵送投票による。

第7条 投票は10名連記とする。

第8条 当選は、得票順とする。

2 同点者の生じた場合は、選挙管理委員会において抽選を行う。

3 理事に欠員の生じた場合は、次点者をもって補い、その任期は前任者の残任期間とする。

第9条 会長は役員選出規程第5条第1号によって選出された理事による無記名単記投票で互選する。

2 同点者の生じた場合は、抽選を行う。

第10条 第5条第2号の理事は、投票により選出された理事が確定した後に、会長が委嘱する。

2 会長は、投票により選出された理事の所属・地域等を考慮して10名の

理事を委嘱する。

### 第3款 顧問、幹事、監査の選出

第11条 顧問、幹事、監査は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

### 第4款 選挙管理委員会

第12条 役員の選挙を行うため、選挙管理委員会（以下、委員会）を置く。委員会は、3名の会員をもって構成する。

第13条 委員会の委員は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

附則 本規程は、平成14年3月5日より施行する。但し、第6回総会において可決された改正については平成19年3月17日、第10回総会において可決された改正については平成24年3月10日より施行する。

## 筑波大学教育学会研究紀要編集委員会規程

- (1) 本学会は、会員の研究発表の場として、機関誌『筑波教育学研究 (Tsukuba Journal of Education Study)』を発行する。発行は、年1回（3月）とする。
- (2) 編集委員会は、理事会の委嘱を受けた委員長及び委員10名によって構成される。委員長及び委員の任期は、2年とする。
- (3) 会員は、投稿の資格を有する。投稿原稿は、原著論文とする。
- (4) 編集委員会は、会員以外の者に原稿を依頼することができる。
- (5) 原稿の採択は、編集委員会での査読と審議を経て、決定する。
- (6) 編集委員会は、掲載予定の原稿について、投稿者との協議を通じて、内容の修正を求めることができる。

# 筑波大学教育学会研究奨励賞規程

平成20年3月22日制定

第1条（趣旨及び名称） 筑波大学教育学会（以下、本学会）会員の優れた研究を顕彰し、本学会機関誌『筑波教育学研究』の水準向上を図るために、「筑波大学教育学会研究奨励賞」（以下、賞）を設ける。

第2条（対象論文） 選考対象は、本学会の若手会員が『筑波教育学研究』に発表した研究論文とする。若手会員とは、当該論文が発表された時点で、40歳未満あるいは大学院生であった者のことをいう。

第3条（選考） 賞の選考は、筑波大学教育学会研究奨励賞選考委員会（以下、選考委員会）が行う。

2 賞の選考は、1年間を単位として行う。

3 選考委員長は、選考の経過及び理由を「研究奨励賞選考報告書」にまとめ、会長に報告する。

4 会長は、報告書を理事会に報告し、承認を得るものとする。

第4条（選考委員会） 選考委員会は、理事会から推薦された理事5名（機関誌編集委員長を含む）で構成する。選考委員長は、委員の互選による。

2 選考委員の任期は2年とする。

第5条（授賞点数） 授賞点数は1年間で1点を目安とするが、該当なしであることを妨げない。

2 賞の授与は、会員一人につき、1回限りとする。

第6条（表彰） 賞の授与は、毎年、年次大会総会において行う。

2 賞は、本賞（賞状）及び副賞（盾）とする。

3 受賞は、当該会員の「受賞のことば」を付して、『会報』に掲載される。

第7条（選考委員会への委任） この規程に定めるもののほか、必要な事項は、選考委員会が決定する。

第8条（規程の改正） 本規程の改正については、理事会の議を経て、総会の承認を得るものとする。

附記 本規程は平成20年3月22日から施行するものとし、研究奨励賞の選考対象とされるのは『筑波教育学研究』第7号掲載の研究論文からとする。

## 『筑波教育学研究』投稿規程

1. 投稿者は筑波大学教育学会会員であること。ただし依頼論文についてはこの限りではない。
2. 機関誌への投稿内容は、未刊行のものに限る。
3. 論文原稿は、原則として「ワード」または「一太郎」を使用し、横書き、A4判用紙1頁あたり40字×30行で作成し、図版・注および引用文献を含めて16,000字（400字詰め原稿用紙40枚相当）程度とする。欧文の場合は注および引用文献を含めて6,000語程度とする。
4. 原稿の締め切りは8月末日とする。
5. 論文には邦文タイトルと英文タイトルを付記するとともに、邦文による400字程度のサマリーを付す。
6. 投稿にあたっては、原稿3部及び原稿を保存した電子媒体（CD等）を送付するものとする。原稿及び原稿を保存した電子媒体（CD等）は原則として返還しない。
7. 研究論文とは別に、研究ノート、実践報告の投稿も受け付ける。その際、規定第3項－第6項に準拠する。
8. 図版等で特定の費用を要する場合、執筆者に負担させることがある。
9. 原稿は、氏名（ふりがな、および英文表記）、所属（ふりがな、および英文表記）、自宅住所（郵便番号、電話番号）、利用可能な場合、ファックス番号、メールアドレスを付記して、下記に送付するものとする。

### 記

〒305-8572

茨城県つくば市天王台1-1-1

筑波大学人間系教育学域内

筑波大学教育学会編集委員会

## 編集後記

『筑波教育学研究』第11号をお届けいたします。

今回の投稿論文は、昨年と同じ4件でしたが、審査の結果、研究論文としての採択が1件、実践報告としての採択が2件、そして研究ノートとして1件が採択されました。第10号と同じ作品数でしたが、3つの種類の投稿が採択されたのは第3号以来ということになります。

大会時のシンポジウム報告は、震災からちょうど1年を迎え、多くの学会でも特集やシンポジウムが組まれましたが、本学会でも震災の教訓から学ぶ意味で、『東日本大震災は学校に何を問いかけたか』と題するディスカッションがとりまとめられています。

以上のシンポジウム報告、研究論文、実践報告、研究ノートに加え、書評、研究動向紹介、図書紹介とによって今号は構成されています。

次号では、会員の皆様による多彩なそして充実した研究成果のご投稿がますます多く寄せられることを期待しております。

本号で私どもの編集委員会体制を締めくくらせていただきます。ご協力に感謝するとともに、次号以降のさらなる発展を祈念しております。

投稿規定の見直しについてもさらに投稿予定者の便宜を図るようになる必要があるかと思えます。第10・11号では特別企画は組みませんでしたでしたが、魅力ある企画の検討など会員の皆様のご助力を得ながらよりよい学会誌となって行くことを願っています。会員の皆様により、より大きく本誌を育てていただけますようお願いいたします。

(窪田眞二)

# 筑波大学教育学会編集委員会

編集委員会委員長

窪田 眞二 (筑波大学)  
(skubota@human.tsukuba.ac.jp)

編集委員会

新井 保幸 (筑波大学)  
岩間 秀幸 (日本大学)  
金藤ふゆ子 (常磐大学)  
上谷順三郎 (鹿児島大学)  
猿田 真嗣 (常葉学園大学)  
清水 美憲 (筑波大学)  
瀬戸 健一 (北海道教育大学)  
田中 統治 (筑波大学)  
手打 明敏 (筑波大学)

編集幹事

内山絵美子 (筑波大学大学院人間総合科学研究科)

筑波教育学研究 第11号

---

2013年3月9日 発行

編集・発行 筑波大学教育学会  
〒305-8572 茨城県つくば市天王台1-1-1  
印刷 株式会社いなもと印刷  
電話 029(826)1221

---